



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	電気事業における競争導入と料金規制 : Morgan Stanley判決: 連邦エネルギー規制委員会の料金規制とMobile-Sierra法理の適用範囲
Author(s)	佐藤, 佳邦
Citation	新世代法政策学研究, 11, 91-104
Issue Date	2011-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/45693
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP011_005.pdf



電気事業における競争導入と料金規制 —Morgan Stanley 判決：連邦エネルギー規制委員会 の料金規制と Mobile-Sierra 法理の適用範囲—

佐藤佳邦¹

1. はじめに

Mobile-Sierra 法理 (Mobile-Sierra doctrine) とは、(1) 連邦エネルギー規制委員会 (Federal Energy Regulatory Commission, FERC) に届出がなされた卸電力供給約款や、事業者が交渉の末に締結し FERC に届け出た卸電力供給契約は、原則として「公正かつ妥当」である、つまり連邦電力法上適法と推定される、(2) それら約款等の合法性を争う者は、その推定を覆すために、当該約款等によって「公共の利益」が害されていることを証明しなければならない、とする米国の判例法上のルールである。

Morgan Stanley 判決は²、Mobile-Sierra 法理の適用範囲に関して注目される判断を下した。本件で問題となった法律上の問題は、同法理が、「市場ベース料金」という特殊な卸電力供給契約にまで適用されるか否かというものであった。

¹ (財)電力中央研究所 社会経済研究所 主任研究員。本稿は、2009年12月の電力経営問題研究会 (主催：(財)電力中央研究所)、及び独禁法研究会 (主催：(財)比較法研究センター) において報告した内容に、加筆・修正したものである。コメントを頂戴した方々に御礼申し上げる。なお、本稿は筆者の所属先の見解を示すものではない。

² Morgan Stanley Capital Group, Inc. v. Pub. Util. Dist. No. 1 of Snohomish County, 554 U.S. 527, 128 S. Ct. 2733 (2008).

2. 法律上の背景と本件紛争が生じた過程

2.1 連邦電力法とFERCによる料金規制

連邦電力法（Federal Power Act、FPA）³は、州際送電事業及び卸電力事業を規制する法律である⁴。同法205条の(a)項は、公益事業者が設定する料金はすべて「公正かつ妥当（just and reasonable）」でなくてはならず、これに反するあらゆる料金は違法とする⁵。また、同(b)項により、特定の者を不当に優遇し、若しくは利益を与え、又は不当に差別し、若しくは不利益を与えることも禁止される。

FPAの下では、卸電力供給事業者が小売電気事業者等に電力を供給する方法として、次に述べる約款による供給と、契約に基づく供給の二つが認められている。

【約款による供給】 卸電力を供給する事業者は、FERCの定めるところにより、卸電力供給に関する料金その他の条件を記した約款（tariff）を、あらかじめFERCに届け出なければならない（FPA 205条(c)項）。また、事業者が約款の内容を変更しようとするときは、60日以上前に、その変更しようとする内容をFERCに届け出なければならない(同(d)項)。FERCは届け出られた約款が「公正かつ妥当」などの法律上の要件に適合するかを審査しなければならない。FERCは、その約款の条件が「公正かつ妥当」ではないと考えるときは、申立てにより、又は職権で、これを是正することができる（FPA 206条(a)項）⁶。

【契約に基づく供給】 卸電力供給事業者は、約款に従って電力を供給する代わりに、顧客と個別に交渉し、契約によって料金その他の供給条件を

定めた上で、卸電力供給を行うことも認められている。しかし、その場合であっても、契約内容をFERCに届け出ることが義務付けられており、届出は契約が有効となるための要件である（FPA 205条(c)項及び(d)項）。

2.2 Mobile-Sierra 法理

Mobile-Sierra 法理とは、①事業者が自由交渉によって締結し、FERCに届け出たエネルギー供給契約に定める料金は、「公正かつ妥当」なものであるとFERCは推定しなければならない、そして、②その推定が覆るのは、当該契約が公共の利益を大きく害するとFERCが認定した場合に限られる、とするものである。その名称は、1956年2月27日に連邦最高裁が下した二つの判決に由来する⁷。

Mobile-Sierra 法理は強行的なものではないが⁸、しかし、当事者が特に定めない場合の「デフォルト・ルールは、未だに Mobile-Sierra 推定である」（*Morgan Stanley*, 128 S. Ct. at 2739.）とされる。

2.3 市場ベース料金（Market-Based Rate）の利用拡大

上記（2.1）で述べたように、FPAは、卸電力について、FERCが認可した約款や、FERCに届け出られた契約に基づいて供給されることを予定していた。しかし、FERCは、1990年代中頃から、これらとは別の方法を認めるようになった。それが、「市場ベース料金（Market-Based Rate）」による卸電力の供給である。市場ベース約款（Market-Based Tariff）などと呼ばれることもある。

市場ベース料金の利用を希望する卸電力供給事業者は、当該制度を利用することをFERCに申請する。FERCは申請を認める条件として、①その卸電力供給事業者が市場支配力を有していないこと、②参入障壁を構築す

³ 16 U.S.C. §791a *et seq.*

⁴ これに対して、小売電気事業に関する規制は、各州の公益事業委員会（Public Utilities Commission）による規制に服する。

⁵ “(a) Just and reasonable rates. All rates and charges made, demanded, or received by any public utility for or in connection with the transmission or sale of electric energy subject to the jurisdiction of the Commission, and all rules and regulations affecting or pertaining to such rates or charges shall be just and reasonable, and any such rate or charge that is not just and reasonable is hereby declared to be unlawful.”

⁶ 州際通商法（Interstate Commerce Act）をモデルとしたとされている。

⁷ *United Gas Pipe Line Co. v. Mobile Gas Serv. Corp.*, 350 U.S. 332 (1956); *FPC v. Sierra Pac. Power Co.*, 350 U.S. 348 (1956).

⁸ FERCに新たな料金を申請すれば契約によって過去に合意した料金から逃れることができる旨を、当事者が契約の中で明示すれば Mobile-Sierra 法理の適用を排除できる。*United Gas Pipe Line Co. v. Memphis Light, Gas & Water Div.*, 358 U.S. 103, 110-113 (1958).

る能力を欠いていること、③関係事業者を不当に優遇しないこと、などを求めている⁹。FERCが市場ベース料金の利用を認めた卸電力供給事業者は、自由に交渉して電力購入者と契約を締結できる。なお、その場合には、FERCに対して届け出る約款や個別契約による料金は利用できない¹⁰。

FERCは、市場ベース料金制度の下で締結された個々の契約内容について、FPA 205条に定める届出義務を課していない。したがって、FERCは、その内容が「公正かつ妥当」などのFPAに定める要件を満たしているかにつき、一義的な審査（initial review）の機会を有していない。しかしFERCは、事業者が市場ベース料金制度を利用すること自体の申請を行えば、205条の届出要件を満たしたものとみなすとして、この制度の利用を進めている。これは、卸電力事業における競争の導入に対応したものである。

2.4 カリフォルニア電力危機と本件紛争

2000年の夏から翌2001年の冬にかけて、カリフォルニアでは卸電力価格の異常な高騰や大規模な停電が発生した¹¹。価格高騰の原因は、①人口の急激な流入にともなう需要の増加、②環境規制が厳しく、発電所や送電線の建設が困難であったこと、③夏場については降水不足と猛暑が重なり、冬場については天然ガスの価格が高騰したこと、④3大電力会社が電力取引所を通じた電力調達を義務付けられていたが、取引所の価格は市場支配力の影響を受けやすいこと、などが指摘されている¹²。

カリフォルニア州で発生した電力危機は、その周辺の西部諸州にも拡大することとなった。本判決の被上訴人の一人である Public Utility District

⁹ FERCによる市場支配力の判定については、丸山真弘「米国発電市場における市場支配力とFERCによる規制」2006年度公益事業学会全国大会予稿集（2006）を参照。卸電力市場における市場支配力の問題については、電力中央研究所『米国卸電力市場における市場支配力の経済分析—理論的基礎と実証研究および政策オプションの展望—』電力中央研究所報告Y01008〔服部徹〕（2002）を参照。

¹⁰ Market-Based Rates For Wholesale Sales Of Electric Energy, Capacity And Ancillary Services By Public Utilities, Order No. 697, 72 Fed. Reg. 39904 (2007).

¹¹ カリフォルニア電力危機については、矢島正之『電力改革再考 自由化モデルの評価と選択』（東洋経済新報社、2004）ほかを参照。

¹² 矢島・前掲注11・148頁。

No.1. of Snohomish Countyは、ワシントン州に所在する電力会社であるが、電力危機の影響を被ることとなった。スポット市場での異常な価格高騰により、Snohomishは、Morgan Stanleyとの間で、市場ベース料金で卸電力の長期先渡契約を締結した。契約期間は9年間であり、料金単価は10.5セント/kWhであった。これは太平洋北西部での歴史的な平均価格（2.4セント/kWh）よりは大幅に高いものであったものの、ピーク時に330セント/kWhを記録した当時のスポット価格に比較すれば、十分に安いものであった（*Morgan Stanley*, 128 S. Ct. 2733, 2743.）。

電力危機が落ちついてスポット市場・先渡市場ともに価格水準が低下したのち、被上訴人らは、市場ベース料金制度の下で上訴人らとの間で締結した先ほどの卸電力先渡契約が、不当に高額であるとして、FERCにその是正を求めて申立を行った。被上訴人らは、スポット市場で一部の上訴人が行った不正行為（市場操作）によってスポット市場の価格が不正につり上げられ、それにより先渡市場に機能不全が生じていたと主張した。

そこで、さきほどのMobile-Sierra法理が、市場ベース料金制度の下で締結された卸電力供給契約にも及ぶか否かが問題となった。

2.5 FERC命令と控訴裁判所判決

2003年6月23日のFERC命令¹³は、Mobile-Sierra法理は市場ベース料金にも適用されるので、料金の妥当性を審理するときには、FPAの文言に従った「公正かつ妥当」の基準ではなく、「公共の利益」の基準を適用すべきであるとした。その上で、本件契約は公益に反するとまでは言えないとして、本件契約が違法なものであるとの被上訴人らの申立を退けた。

これに対する取消訴訟である2006年12月19日の第九控訴裁判所判決¹⁴は、Mobile-Sierra法理が適用されて、契約による料金が「公正かつ妥当」と推定されるのは、事業者がFPAに従って個々の契約内容をFERCに届け出たときのように、FERCが一義的なFPA適法性審査の機会を有していたときに限定されるべきであり、そのような審査の機会が存在していない市場ベース料金には適用されないとした。

¹³ *Nevada Power Co. v. Enron Power Mktg., Inc.*, 103 F.E.R.C. ¶61,353 (2003).

¹⁴ Pub. Util. Dist. No.1 of Snohomish County v. FERC, 471 F.3d 1053 (9th Cir. 2006).

また、同判決は、いかなる基準で料金の妥当性を審査するかにつき、契約の妥当性が売手によって争われている場合（Low Rate Challenge）と、本件のように買手によって争われている場合（High Rate Challenge）では、審査の基準は異なったものとなるべきであるとし、さらに、本件のような後者の場合には、その価格が「合理性の範囲（zone of reasonableness）」に収まっているか否かという、やや緩い基準が適用されるべきである、とした。

3. 連邦最高裁判決

Scalia 判事による法廷意見¹⁵は、第九控訴裁判所の判決を破棄した。同時に、FERC の命令も誤っていたとして、審理をFERCに差し戻した。

3.1 第九控訴裁判所の誤り(1)： Mobile-Sierra 法理の適用範囲について

法廷意見は、Mobile-Sierra 法理の根拠は、「卸電力取引の参加者は洗練された事業者なので、お互いに等しい交渉力を有しているだろうから、その結果締結された料金は「公正かつ妥当」に違いない」との推測に求めている。したがって、その契約が公益を大きく害すると証明された場合に限り、FERC は「公正又は妥当ではない」（つまり不適法）と宣言できるとした。

そして法廷意見は、Sierra 判決は、契約がいつ締結されたかにかかわらずそのような推定が働くとしているのであるから、Mobile-Sierra 法理は、市場ベース料金制度の下で締結された契約にも適用されるとし、「FERC が有効な契約を破棄させることができるのは、それが公益を害するときに限られる」と明確に述べ、同法理が市場ベース料金制度の下で自由交渉によって締結された契約に対しても適用されると判示した。

ただし、法廷意見は、市場ベース料金の合法性については、「我々は、FERC の市場ベース料金という方式の合法性についてここでは議論しない」と述べて、その FPA 適合性については、判断しなかった。

¹⁵ Kennedy, Thomas, Alito の各判事が、法廷意見同調した。Ginsburg 判事は、法廷意見の結論を含む一部に賛成した。Stevens 判事が、反対意見を執筆（Souter 判事が同調）した。Roberts 長官と Breyer 判事は、審理や判決に参加しなかった。

3.2 第九控訴裁判所の誤り(2)： 料金が高すぎるとの主張（High Rate Challenge）の判断方法について

次に法廷意見は、第九控訴裁判所が、契約価格が高すぎると主張する買手の申立（High Rate Challenge）においては「合理性の範囲」テストを用いるべきであるとした点について、それでは契約の保護が不十分となると述べ、High Rate Challenge の場合であっても、Low Rate Challenge の場合であっても、「契約料金が公益を著しく害するかどうか」という単一の基準を用いるべきであるとした。

3.3 FERC 命令の誤り

その上で、法廷意見は、FERC の決定にも誤っている点があるとした。

FERC は、本件先渡契約によって需要家がどの程度の不利益を受けているかを審査する際に、①当該契約による料金と、②電力危機によって市場が機能不全に陥っていたことを前提として、当該契約がなければ需要家が支払ったであろう料金、の二つを比較している。法廷意見は、FERC のそのような審査方法は誤りであるとした。法廷意見によれば、①の料金と、③市場の機能が回復したときに当該契約がなければ需要家が支払っていたであろう金額を比較して、当該契約が需要家に過剰な負担を強いるものであるかを検討すべきであり、その差額が大きければ、「過剰な負担」となりえる。

また、法廷意見は、FERC での審理において上訴人らの一部がスポット市場で市場操作を行ったと被上訴人が主張したことに関連して、大要、以下のように述べた。FERC のスタッフ・レポート¹⁶はエネルギー危機におけるスポット市場の異常な高価格が先渡市場の契約条件に影響したと結論付けている。それにもかかわらず FERC は、先渡市場の価格が Mobile-Sierra 推定を覆すほど高額ではないことを理由にスタッフ・レポートを考慮しなかった。しかし我々は、契約の一方当事者がそのような大規模で違法な市場操作を行い契約交渉の機会（の均等性）に影響を与えたことが明白ならば、委員会はその契約が公正かつ妥当であると推定すべきでないと

¹⁶ FERC, *Final Report on Price Manipulation in Western Markets, Fact-Finding Investigation of Potential Manipulation of Electric and Natural Gas Prices* (March 2003)

結論する。詐欺や脅迫と同様に、契約交渉に直接影響する違法な市場における活動が行われたのであれば、契約による料金は公平で平等な交渉の結果であるという Mobile-Sierra 推定の前提が覆ることになる。

3.4 Ginsburg 判事による意見（要旨）

Ginsburg 判事は、Mobile-Sierra 法理の適用範囲については結論を出すのは時期尚早であるとしたが、法廷意見のうち、FERC の命令が誤っているとする点には同意し、法廷意見の結論（FERC へ差戻し）にも賛成した。

3.5 Stevens 判事による反対意見（Souter 判事が同調）

Stevens 判事による反対意見は、そもそも、Mobile-Sierra 法理なる判例法上のルールが存在していることから否定するものであり、法廷意見とは正反対の結論である。反対意見によると、FPA 205条及び206条の規定は、約款による料金と交渉による契約に基づく料金を区別しておらず、また、その審査に用いられるのはともに、「公正かつ妥当」の基準であり、推定を反駁するためにより高い立証を要求することは、法律の明文上の基準に反して、より厳しい審査基準を要求していることにほかならない。

また同反対意見は、過度に高い料金は需要家の利益に直接的に影響するが、料金が過度に低くとも消費者に対する影響は間接的であるから、High Rate Challenge と Low Rate Challenge を同一の基準で審査することも適当ではないとした。

4. Mobile-Sierra 法理と市場ベース料金

4.1 本判決の意義

本判決の要諦は、市場ベース料金制度の下で締結された卸電力供給契約にも、Mobile-Sierra 法理が適用される、すなわち「公益を害する」との証明がない限り、FPA 上の適法要件を満たすと推定される、としたことにある¹⁷。これにより、市場ベース料金の下で締結した卸電力供給契約が容易

¹⁷ 本判決の評釈として、以下がある。Catherine Ascani, Case Note, *Deal or No Deal: It's a Deal in Morgan Stanley Capital Group, Inc. v. Public Utility District No.1 of Snohomish*

に変更されることはなくなるので、卸電力の売手にとっては有利なものである。他方で、卸電力の買手、及びそこから最終的な電気を購入する小売需要家にとっては、不利なものとなる。したがって、最高裁判決の審理の過程では、上訴人・被上訴人の意見書のほかに、いくつかの意見書（Amicus Brief）が提出された。

まず、各州の公益事業委員会の連合体である NARUC（National Association of Regulatory Utility Commissioners）らは、Mobile-Sierra 法理の適用範囲を限定するように求める意見書を提出していた¹⁸。卸電気料金の妥当性を争うときに、同法理が適用されると、「公益が害されていること」という高い立証水準を求められることになるからである。電気の小売取引（最終需要家への供給）を規制監督する公益事業委員会が、このような態度を表明するのは、ごく自然である。

他方で、卸電力取引に参加する立場にあるものの意見を代表して、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）らの意見書は、契約内容を容易に破棄することが可能となる第九控訴裁判所の判決の破棄を求めている¹⁹。baumol（Baumol）ら経済学者が連名で提出した意見書²⁰は、上訴人（Morgan Stanley）を支持し、「エネルギーの長期契約の安定性は最大級の重要性を有している」として、第九控訴裁判所の判決を破棄すべきであると主張していた。彼らは、「（第九控訴裁判所の緩い）基準を用いれば、法が推奨した行為そのものを萎縮させてしまう。それはつまり、長期契約を提示することで売手が買手の金融リスクをヘッジすること」とである」（サマリー

County, Washington, 60 MERCER L. REV. 1025 (2009); Richard P. Bress et al., *A Deal is Still a Deal: Morgan Stanley Capital Group v. Public Utility District No.1*, 2007-08 CATO SUP. CT. REV. 285 (2008); John McCaffre, *Morgan Stanley Capital Group, Inc. v. Public Utility District No.1 Revisits the Mobile-Sierra Doctrine: Some Answers, More Questions*, 30 ENERGY L.J. 53 (2009), Judicial Review Committee, Committee Report, 30 Energy L.J. 229 (2009), Joseph L. Smith, Case Note, 11 DUQ. BUS. L.J. 91 (2008).

¹⁸ Brief of the National Association of Regulatory Utility Commissioners et al. as Amici Curiae in support of Respondents.

¹⁹ Brief of the International Swaps and Derivatives Association, Inc., and the Financial Institutions Energy Group as Amici Curiae Supporting Petitioners.

²⁰ Brief of William J. Baumol et al. as Amici Curiae in Support of Petitioners.

より）と述べていた。

4.2 Mobile-Sierra 法理：根拠と適用範囲

卸電力供給事業者がその需要家と卸電力供給について契約を締結したときには、契約の両当事者はその内容に拘束される。契約内容を変更するには、双方の同意が必要であり、一方当事者がこれに同意しないときには変更できない。契約上の義務に反するような料金申請を一方の当事者が行っても、その申請は無効とされる²¹。

そこで、契約内容に不服を抱いた一方当事者が適法性を争うときには、FERC に対して申立てをする必要があった。Mobile-Sierra 法理が意味を持つのはこの場面で、FERC は、その契約内容が「公正かつ妥当」と認定するだけでは当該契約の変更を命じることはできず、「公益が害されている」ことを認定する必要がある²²。したがって同法理は、FERC という行政機関（独立行政委員会）が私人の契約に介入できるのはどのような場合か、という、卸電力供給という私人間の契約に対する公法的なコントロールに関するルールを定めていると言える。

Mobile-Sierra 法理の適用範囲は、その根拠をどう考えるかによって、おのずと決まると言える。Morgan Stanley 事件で、第九控訴裁判所と最高裁

判所の結論が異なったのもこの点に求められるだろう。第九控訴裁判所は、その根拠を、交渉による契約が FERC に届けられた時点で FERC は審査の機会を有していたのであるから、そこで「不公正又は不当」とされなかった以上、「公正かつ妥当」との推定が働く（推定を覆すには「公益が害されている」ことを証明しなければならない）とするものである。そう考えたからこそ、第九控訴裁判所は、市場ベース料金制度下での契約は、FERC に対する届出義務を課されていないので、そのような推定が働かず、Mobile-Sierra 法理は適用されないとしたのである。

これに対して、最高裁の法廷意見は、Mobile-Sierra 法理の根拠を、卸電力取引においては、その契約当事者（とりわけ買手）も事業者（非消費者）であり、ビジネス上の合理的な判断力と交渉力を有しているので、買手が不合理な条件を無理矢理強制されていることはないだろうとの推測に求めている。そうであるから、法廷意見は、FERC に対する契約内容の届出義務の有無に関わらず、Mobile-Sierra 法理の適用を認めたと言える。

Mobile-Sierra 法理の根拠を最高裁のように考えることには、疑問がないわけではない。本件の被上訴人のような小規模地方自治体が経営する電力会社で、特段、高度な判断能力・交渉力を有しているとは考えにくいからである²³。しかし、契約の適法性が事後的に争われたときに、契約締結時に遡って、両当事者の交渉力がどうであったかを検討することは、事実上不可能であろう。そう考えれば、市場ベース料金が認められている以上、その当事者同士に、特段大きな交渉力の差はないと推測することにも、それなりの合理性はあるだろう。

ただし、法廷意見は同時に、市場での違法な活動が交渉に影響を与えたのであれば、料金は公平で平等な交渉の結果であるという Mobile-Sierra 推定の前提が覆ることになる、とも述べている。しかし、もしも相場操縦のような違法な行為が行われていたとすれば、それは Mobile-Sierra 法理の前提が覆るというよりも、市場ベース料金での供給を認めたこと自体が誤りだったということになるのではないか。

さらに、Low Rate Challenge であった Sierra 判決のときとは異なり、本件では被上訴人は、上訴人との間で締結したものが不当に高額であると主

²¹ Richmond Power & Light v. FPC, 481 F.2d 490 (D.C. Cir. 1973); Scott Hempling, *The Changing Fundamentals of Electricity Law*, National Regulatory Research Institute, a Course Material for the NRRI Seminar, October 19-20, 2009.

²² Morgan Stanley 判決の少数意見の中で、Stevens 判事は、最高裁判所は過去に Mobile-Sierra 法理などという言葉を用いたことはないとし、その存在を否定している。しかし、これはかなり特異な立場であるように思われる。この点について、同判決の多数意見は、その脚注 6 で、以下のように反論している：「当裁判所、下級審、委員会の間に過去半世紀に渡って広がった FPA の確立された理解に反するものである。確かに、当裁判所は「Mobile-Sierra 法理」なる言葉をこれまで一度も用いたことはないけれども、それは今回第九控訴裁判所が誤った判断を下すまで、巡回区間の齟齬がなかったからだろう。FERC の決定では2000年以降で600回もこの法理を引用しているし、控訴裁判所も1974年以降「Mobile-Sierra 法理（又は Sierra-Mobile 法理）」という言葉を用いている。本件は、成文法（FPA）の解釈にかかわる問題であり、その法を遵守する者のためにも判例法を尊重すべきである」。

²³ 同社の需要家件数は、およそ32万軒である（同社ウェブサイトによる）。

張した（High Rate Challenge）。控訴裁判所は、この場合には、料金水準が合理性の範囲内にあるか否かを審査すればよく、公益が害されていることの証明は不要であるとした。これに対して、最高裁判所の法廷意見は、High Rate Challengeの場合と Low Rate Challengeの場合で基準を区別すべきではないとした。これは、単に料金水準のみならず、契約の安定性も、需要家の利益になるとの考え方に立つものと言える。

また、本件では争点とはならなかったが、もう一つの問題として、契約の適法性が第三者によって争われている場合でも、Mobile-Serra 法理が適用されるか否か（つまりその第三者は公益が害されていることまで証明せねばならないのか）というものがあつた。もしも、同法理が適用されず、契約当事者によって申し立てが行われたときは「公共の利益」基準で審査され、第三者によるときは「公正かつ妥当」の基準が適用されるとすると、第三者が当事者になりかわって申し立てを行ってしまうので不当であるとの見解もあつたが²⁴、DC 控訴裁判所は、2008年に、契約の当事者ではない第三者がその妥当性を争っているときには、Mobile-Sierra 法理は適用されず、したがって、「公共の利益」という高い基準は適用されないとした²⁵。しかし、その上訴審である2010年1月の最高裁判所 NRG Power Marketing 事件判決²⁶は、第三者が争っている場合にも同法理が適用されると判示し、この問題は解決された。

4.3 市場ベース料金について

上述のように FERC は1990年代から卸電力市場での市場ベース料金制度の利用を認めてきている²⁷。市場ベース料金を認めるということは、供

給に要する原価をベースとする、伝統的な公益事業料金規制のモデルから、乖離することを意味する。これは、FPAの法文自体が、料金が「公正かつ妥当」であることを要求するのみであり、明文で、原価とのリンクを要求していないから可能なものである²⁸。

前述のように、FERCは市場ベース料金の利用を求める条件として、①卸電力供給事業者が市場支配力を有していないこと、②参入障壁を構築する能力を欠いていること、③関係事業者を不当に優遇しないこと、などを求めている。これは、市場支配力が存在しないときに、事業者が自由交渉を行ったのであれば、その結果として締結された契約内容は、「公正かつ妥当」なものとなるはずである、との推論である。FERCがこのような制度を導入している理由は、卸電力取引の分野において、競争原理を導入し、事業者の自由な交渉に任せるという FERCの意図と²⁹、FPAが法文上は料金が「公正かつ妥当」であることを要求していることとの整合性をとるためであろう。FERCは、個々の約款や契約の審査を FERC 自らが行うのではなく、市場にまかせるという立場に立っているのである。

ただし、市場ベース料金制度の合法性、特に FPA205条の届出要件適合性は、第九控訴裁判所及び DC 控訴裁判所でこれを認める判例があるものの³⁰、最高裁判所は未だ明示的にはこれを承認したことはない。しかし、Morgan Stanley 判決で、市場ベース料金にも公正かつ妥当の推定が働くことまで述べているのであるから、その合法性について問われれば肯定的に回答すると思われる。

²⁴ Bress et al., *supra* note 17, at 308-10.

²⁵ Me. Pub. Util. Comm'n v. FERC, 520 F.3d 464 (D.C. Cir. 2008).

²⁶ NRG Power Mktg., LLC v. Me. Pub. Util. Comm'n, 130 S. Ct. 693 (2010).

²⁷ 丸山・前掲注9、Michael J. Gergen et al., *Market-based Ratemaking and the Western Energy Crisis of 2000 and 2001*, 24 ENERGY L.J. 321 (2003); Jeffrey McIntyre Gray, *Reconciling Market-based Rates with the Just and Reasonable Standard*, 26 ENERGY L.J. 423 (2005); Joseph T. Kelliher, *Market Manipulation, Market Power, and the Authority of the Federal Energy Regulatory Commission*, 26 ENERGY L.J. 1 (2005); Gerald Norlander,

May the FERC Reply on Markets to Set Electric Rates?, 24 ENERGY L.J. 65 (2003) を参照。

²⁸ これに対して、日本の電気事業法は、一般電気事業者の供給約款の認可の条件として、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」（19条2項1号）と定めており、料金が原価を基礎とすることが法律上の明文の要件になっている。

²⁹ ガス事業に関しても同様の規制があるが、現在、ガスの卸取引は市場ベース料金制度の利用が原則となっている。

³⁰ La. Energy & Power Auth. v. FERC, 141 F.3d 364, 365 (D.C. Cir. 1998), *California ex rel. Lockyer v. FERC*, 383 F.3d 1006, 1013 (9th Cir. 2004).

5. おわりに

市場ベース料金の利用により、需要家が不利益を被るおそれがあるが、FERCは、卸電力供給事業者に市場ベース料金制度の利用を認める前提として、当該事業者が市場支配力を有していないことを求め、競争原理の採用と需要者保護の微妙なバランスを確保するように務めている。そして、最高裁判所が、Mobile-Sierra 法理を市場ベース料金制度の下で締結された卸電力供給契約にも適用したということは、FERC が採用している市場ベース料金制度を用いた競争原理の導入を、側面からサポートするということになる。同法理により、締結された契約の法的な安定性が高まるからである。

以上は、FERC が競争と需要家保護のバランスをどう調整してきたかに関する問題であるが、今後はこれに加え、地球環境問題への対応という、別の課題との調整を求められることになる³¹。FERC、そして米国の裁判所が、これをどう調整するのか注目される。

³¹ 例えば、カリフォルニア州がコージェネレーション設備のために導入した Feed-in Tariff について、FERC は、これが連邦機関たる FERC の卸電力料金の規制権限を、不法に侵食するものであるとの決定を下した。*Cal. Pub. Util. Comm'n*, 133 F.E.R.C. ¶61,059 (2010).